

令和7年度田原本町職員採用試験案内

【通年試験（令和8年6月採用予定）】

～ 社会人経験者対象（条件あり）～

※注意※ 受験申込ができるのは、今年度中に実施する【定例試験】又は【通年試験】のいずれか1回、1種類の職種のみです。すでに今年度中に実施した試験にエントリーした方は申込みできません。複数回又は複数職種にエントリーした場合は、全て無効になりますのでご注意ください。

令和8年2月5日

田原本町職員任用試験委員会

～受験生のみなさまへ～

田原本町では多様な経験を町政の幅広い分野で活かせる人を採用することを目的に、近年では【定例試験】（従来の採用試験）に加え、さらに受験しやすくなった【通年試験】（社会人経験者を対象に当該年度途中に採用）を実施しています。公務員として全体最適を念頭に責任感をもってご自身の能力を最大限に発揮したいと思う人、何事も「自分ごと」として当事者意識を持ち地方行政に携わってみたい！と意欲をお持ちの人のご応募をお待ちしております。

また、本町は近年、働きやすい職場環境づくりのため、さまざまな取組を行っています！（P.10 参照）

町としては今後も働きやすい職場環境づくりに尽力しますが、「職場が何とかしてくれる」という他人任せではなく、助け合い、自らも組織の目標に向かって工夫をしながら効率的に真剣に仕事に取り組んだ結果、ワーク・ライフ・バランスにつながる働き方ができる人材を求めています。しっかり仕事をして、どうすれば職員全員のワーク・ライフ・バランスが達成できるのか…一緒に答えを出していきましょう！

■受付期間・申込方法

受付期間：令和8年2月5日（木）午後1時から
令和8年3月5日（木）午後5時15分まで
申込方法：インターネット申込

（町ホームページ内、採用試験申込手順メニューの「電子申請はこちら」からエントリーをしてください。持参・郵送による受付は行いません。）

問い合わせ先：田原本町職員任用試験委員会事務局（下記のとおり）

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890 番地の1

田原本町役場人事課内

電話：0744-34-2056（直通）又は 0744-32-2901（代表・内線316）

問い合わせ対応時間：午前8時30分から午後5時15分まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）



令和7年度田原本町職員採用試験【通年試験（令和8年6月採用予定）】を次のとおり実施します。

1. 試験職種・採用予定人員等

試験職種（区分）	採用予定人員	職務内容
行政職（上級）	若干名	町長部局（本庁・出先機関）、教育委員会事務局などに勤務し、一般行政事務に従事します。

（注意事項）

- ① 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更することがあります。
- ② 受験者の試験の成績が一定以下の場合は、採用予定人員を減員することがあります。

2. 受験資格

次の(1)から(4)までのすべての要件を満たす人であること。

(1) 年齢及び資格等

行政職（上級）	昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、かつ、民間企業や行政機関等において、 <u>直近5年で3年以上の職務経験を有する人（※育児休業又は介護休業を取得したことがある人は下記を参照）</u>
---------	---

(2) 日本語活字印刷文による試験に対応ができる人

(3) 日本国籍を有しない人については、在留活動に制限のない在留の資格を有する人

(4) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・田原本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（※）職務経験期間について（ご不明な点がある場合は、問い合わせ先までご連絡ください）

- ・職務経験期間とは、就業規則や雇用契約等で定められた1週間の所定労働時間が30時間以上の勤務を1年以上継続した期間が該当します。
- ・職務経験年数の基準日は令和8年1月31日です。
- ・申込時点で在職中の人は、基準日の令和8年1月31日現在までで計算してください。
- ・1ヶ月未満の日数の合計は、30日を1月とします。
- ・休業等により、職務に従事しなかった期間が1ヶ月以上ある場合は、その期間は職務経験期間に通算されません。ただし、育児休業又は介護休業を取得していた場合のみ、育児（介護）休業期間相当分を「直近5年」に加算し、その合計期間において3年以上の職務経験があるかを判断することができます（※）。なお、産前産後休暇期間は職務経験期間に含めることができます。
- ・育児（介護）休業取得経験者以外は、直近5年間より以前の職務経験は、受験資格の職務経験には該当しません。
- ・職務経験期間等を当事務局で確認するため、最終合格決定後に職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書等の内容が申込時の申告内容と異なる場合は、内定を取り消すことがあります。

（※）例）直近5年のうち、3年間の育児（介護）休業を取得したことがある人

直近1年目	直近2年目～4年目 育児（介護）休業	直近5年目	直近6年目 （育児（介護）休業分 期間加算）	直近7年目 （育児（介護）休業分 期間加算）	// 8年目 （育児（介護）休業分 期間加算）
-------	-----------------------	-------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------

← 通常の直近5年 →

← 直近8年（＝基礎5年＋育児（介護）休業分期間加算3年）で判断可 →

3. 試験日時・試験会場

(1) 行政職（上級）第1次試験について

試 験	試 験 日 時	試 験 会 場
第1次 試 験	令和8年3月29日（日） 代替日：令和8年4月4日（土）	田原本町役場 （田原本町890番地の1）

※障がい等により試験会場での受験が困難な人は、令和8年2月19日（木）までに必ず田原本町職員任用試験委員会事務局に別途電話でお問い合わせください。

（問い合わせ対応時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く））。

（参考）試験会場での受験にあたっては、以下の項目等を満たす必要があります。

- ①試験会場に来場できること。
- ②試験実施中は介護人等のサポートなしでテストを受験できること。
- ③トラブルが発生した場合の意思表示が可能であること。

(2) 行政職（上級）第2次試験について

試 験	試 験 日 時	試 験 会 場
第2次 試 験	令和8年4月18日（土） 代替日：令和8年4月26日（日） ※第1次試験合格者を対象に実施します。 （詳細は第1次試験合格者に通知します。）	田原本町役場 （田原本町890番地の1）

4. 試験の方法及び内容

	試験職種	種 目	内 容
第1次 試験	行政職（上級）	エントリー審査	受験申込内容等について記載の正確性を審査します。不備や記載漏れ、指示に従わない記述がある場合は、減点対象とします。
		事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等作業能力の面からみます。 【注1】代替日（令和8年4月4日（土））実施となった場合は、本検査は第2次試験で実施します。
		グループワーク	与えられたテーマに基づき、複数人で討論をします。討論における姿勢・態度・理論的思考に基づく展開力・発言力・課題解決力等を評価します。 【注2】当日の受験者数によっては集団面接等に変更の可能性があります。
第2次 試験	行政職（上級）	面接	個人面接を行います。 【注1参照のこと】

※合否決定は、次のとおり行います。

第1次試験については、第1次試験の合計得点により、第2次試験については、第2次試験の合計得点を基礎とし、第1次試験の得点を加味し合否を決定します。なお、第2次試験の得点が同点の場合は、第1次試験の結果により判定します。得点が一定の基準点に達しない試験種目が一つでも存在する受験者は、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

5. 面接カード及び受験票について

受験申込時の入力内容に基づき面接カード及び受験票が自動作成されますので、別途、面接カードや受験票を作成する必要はありません。

(1) 面接カードについて

面接カードについては、受験申込時に入力された内容について当事務局でエントリー審査を行うとともに、グループワーク（又は集団面接）及び個人面接の資料として活用します。

(2) 顔写真について

当事務局で受験票に代わるデータとして使用しますので、証明写真の要領で撮影したもの（上半身脱帽、正面向き、3ヶ月以内に撮影）をアップロードしてください。

面接カード及び受験票は、当事務局においてデータ形式で管理をします。どちらも提出する必要はありませんのでご注意ください。

受験申込期日：令和8年3月5日（木）午後5時15分

6. 合格者の発表

区 分	時 期	方 法
第1次試験合格者発表	4月上旬予定	田原本町役場掲示場（田原本町890番地の1）及び田原本町のホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。 ※電話での合否の照会には応じません。 また、代替日実施の場合は左記より合格発表の時期が1週間程度後ろ倒しになる予定です。
第2次試験合格者発表	4月下旬予定	

7. 雇入時健康診断（法定健康診断）の実施について

実施内容	日 時（※）	対 象 者
雇入時健康診断	令和8年5月上旬予定	本職員採用試験の第2次試験合格者かつ採用内定に係る「 <u>請書</u> 」を提出された方のみ

上記のとおり雇入時（採用時）健康診断を実施します。詳細は第2次試験合格者に通知します。また、「9. 合格から採用まで」に記載のとおり、この雇入時健康診断結果によっては採用に至らないことがあります。

8. 受験手続

○申込みから第1次試験を受験するまでの流れ

(1) 町ホームページ上で受験申込手続

【令和8年3月5日（木）午後5時15分まで】



(2) ①「申込受理通知」、②「受験番号発行のお知らせ」、③「第1次試験案内メール」の3通のメールを受信（各メールが届くタイミングは別々になることがあります）

【受験申込手続をした日から令和8年3月6日（金）午後7時までの間】



(3) 田原本町役場で第1次試験を受験

（本人確認ができる免許証等の持参物を忘れずに！）

申込方法	インターネット（奈良電子自治体共同運営システムe古都なら）による電子申請 ※スマートフォンからの申込みも可能です。
申込受付期間	令和8年2月5日（木）午後1時～令和8年3月5日（木）午後5時15分
申込みから第1次試験（筆記試験等）の受験まで	1. 田原本町ホームページ (http://www.town.tawaramoto.nara.jp/) の「行政情報」から「職員採用」のページにある「正職員」の画面を開き、「令和7年度田原本町職員採用試験【通年試験（令和8年6月採用予定）】」にある「電子申請はこちら」に接続し、画面の指示にしたがって、申請画面へ進んでください。 2. 利用者登録がまだの方は、「利用者登録」へ進み、ID、パスワード等必要事項を登録してください。 ※ID、パスワードは必ず控えを取っておいてください。 3. 登録したID、パスワードによりログインのうえ受験申込を行ってください。「申込完了」の画面が表示されると申込みは完了です。 4. 申込受理後、数日以内に申込み時に入力したメールアドレス宛てに「申込受理通知」メールが届きます。令和8年3月6日（金）午後7時までに届かない場合は、田原本町職員任用試験委員会事務局に必ず電話でお問い合わせください。 5. 下記メール発信元のメールアドレスから、令和8年3月6日（金）午後7時までに、「受験番号発行のお知らせ」メールが送信されますのでご確認ください。 （メール発信元：tawaramoto-nara@apply.e-tumo.jp）

	(注意事項) ①令和8年3月6日(金)午後7時までに「受験番号発行のお知らせ」メールが不達の場合 令和8年3月9日(月)午前8時30分から午後5時15分までに田原本町職員任用試験委員会事務局に必ずお問い合わせください。なお、メールが受信できず、お問い合わせいただけなかった場合、当事務局からの受験番号の再通知はいたしかねます。その場合、受験ができなくなる場合がありますのでご注意ください。 ②受信設定ご確認のお願い あらかじめ上記メールアドレスからのメールが受け取れる設定（apply.e-tumo.jp のドメインを許可）にしておいてください。Gmail や Yahoo!メールなどのフリーメールアドレス、icloud をご利用の場合、迷惑メールフォルダへ自動で振り分けされてしまう場合がありますので、設定をよくご確認ください。 また、法人用のメールアドレスや携帯電話会社が提供するメールアドレス（キャリアメールアドレス）をご利用の場合も、セキュリティ設定や迷惑メールフィルタ機能により自動的に受信拒否となってしまう可能性があります。 よって、これら法人用のアドレスやキャリアメールアドレスは使用しないようにしてください。 6.「受験番号発行のお知らせ」メールを受信されましたら、その内容をよくご確認ください。メール本文に記載する筆記用具等の指示された持参物をご準備いただき、下記注意事項にご留意のうえ、各自試験会場で第1次試験を受験してください。
注 意 事 項	町ホームページ上での受験申込（e 古都なら）については、受付開始時間から終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守点検等、重大な障害その他やむを得ない事由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムを停止することがありますのであらかじめご了承ください。また、その際には入力する日を受付期間内の他の日に変更してください。 なお、このために申込みの遅延等が生じても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
問 い 合 わ せ に つ い て	e 古都ならシステムコールセンター ※対応時間：平日 午前9時～午後5時 ▼電話 0120-464-119（固定電話用 フリーダイヤル） ▼FAX 06-6733-7307 ▼e-Mail help-shinsei-nara@s-kantan.com ※FAX・e-Mail につきましては、24時間受付しておりますが、回答が翌営業日以降になることがあります。

9. 合格から採用まで

- (1) 受験資格がないことや、受験申込や職歴証明書における記載事項が正しくないことが判明した場合、この案内もしくは試験官の指示に従わない場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) 田原本町職員任用試験委員会は、最終合格者を職種及び区分ごとの採用候補者名簿に成績順に登載します。ただし、採用候補者名簿に登載された人で、採用予定日までに受験資格を満たさないことが判明した場合は、採用候補者名簿から登録を抹消します。
- (3) これらの試験の他に健康診断を行います。その結果によっては採用に至らないことがあります。
- (4) 採用は、原則として令和8年6月1日の予定です。ただし、本町の都合（欠員等の状況）により、最終合格者本人の同意を得た上で、その前後1ヶ月以内の範囲内で採用予定日を変更する場合があります。
- (5) 採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。
- (6) 不正行為やいわゆる口利きの行為事実が後日判明した場合、合格時点に遡り、合格を取り消すことがあります。

10. 日本国籍を有しない人の任用について

「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることはできない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

11. 試験結果の開示

この試験の受験者は、下記のとおり田原本町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき書面により開示を請求することができます。なお、電話等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）を持参のうえ、直接、田原本町職員任用試験委員会事務局で開示請求してください。

※開示の期間は、それぞれの試験の合格者発表の日から1ヶ月間です。

試 験	開示請求できる人	開 示 内 容	開示場所・時間
第1次試験	第1次試験の不合格者	第1次試験の総合得点、種目別試験結果及び順位	田原本町職員任用試験委員会事務局 （田原本町役場3階人事課内） 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は受付していません。）
第2次試験	第2次試験の不合格者	第1次試験、第2次試験それぞれの総合得点、種目別試験結果及び順位	

12. 注意事項

- (1) 第1次試験を欠席又は棄権した場合には、それ以降の試験は受験できません。

- (2) 試験会場への、自動車での来場は禁止します。
ただし、障がい等により自動車での来場を希望する場合はお問い合わせください。
- (3) 試験時間中は時計機能を含む携帯電話、スマートウォッチ、電子辞書等の使用はできません。
- (4) 公務員志望者として、モラルある行動で受験してください。
- (5) 災害等で試験が実施できないなど緊急の場合は、下記等の手段によりお知らせします。
①田原本町ホームページ (<http://www.town.tawaramoto.nara.jp/>)
②田原本町役場 電話 0744-32-2901 (代表) 又は 0744-34-2056 (直通)
- (6) お問い合わせの場合は、役場の開庁時間帯（土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）に当事務局へご連絡をお願いします。

13. 給与・勤務条件等

(1) 初任給月額（参考）

- ・下記の金額には地域手当（令和8年1月1日現在の基準により算出）を含みます。
- ・令和8年1月1日現在の給料表に基づきますが、今後改定されることがあります。
- ・初任給は、採用前の経歴等に応じて加算される場合があります。

【参考】行政職（上級）

大学卒	238,000 円程度～
-----	--------------

※高等学校卒業後の就学や勤務の年数等に応じて金額が異なる場合があります。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間

原則として土曜日及び日曜日を週休日、また祝日を休日とする完全週休2日制の週38時間45分勤務となっています。

※勤務公所によっては、週休日が変更される場合があります。

(4) 有給休暇等

年次有給休暇、各種の特別休暇があります。また、育児休業等の制度もあります。

14. 直近の採用試験実施状況

試験職種・区分	実施年度	受験者数 (人)	合格者数 (人)	倍率
行政職（上級）	令和7年度	12	1	12

15. お願い ～田原本町職員採用試験の受験を希望されるみなさまへ～

(1) 田原本町職員採用試験は、受験申込により試験の準備を進めていきます。採用試験の経費には大切な税金が使われます。やむを得ない理由で受験できなくなった場合は、必ず田原本町職員任用試験委員会事務局に事前連絡を行い、無断で受験をキャンセルされませんようお願いします。

(2) 採用試験の実施について（天候等やむを得ない事情により急遽試験を延期します等）、当事務局から電話やメールで連絡をすることがありますので、常に連絡がとれるようにしてください。また、当事務局の連絡先は下記のとおりです。

当事務局連絡先

電話番号：①0744-34-2056（直通） 又は ②0744-32-2901（代表・内線 316）

E-Mail : jinjikh@town.tawaramoto.nara.jp

【田原本町役場 本庁舎 周辺地図】



【ご紹介コーナー】田原本町役場はこんなところです！

役場外観（正面玄関）と本庁舎内部（アトリウム）



職場の雰囲気（窓口又は自席にて）



■ 現職からみなさまへのメッセージ ■

① 一般行政職 係長 （入庁３年目、４０代）

37歳での転職に不安もありましたが、入庁して感じたのは組織の風通しの良さと温かさでした。本町では多くの民間出身者が経験を活かして活躍しています。40代でキャリアをスタートさせた仲間も多く、意欲ある人を評価する土壌があります。昇任試験は２年に一度ですが、条件を満たせばチャンスは平等です。私自身、入庁２年目で機会を掴み、現在は係長として責任ある仕事を任されています。

いままで携わってきた業務は、どれも町の未来に直結しており、自分の仕事を通じて「町が動いていく実感」を得られることに大きな面白みを感じています。

現場では職員が「町のために」と真摯に知恵を出し合っています。そんな誠実な仲間にもまれて働く今の仕事に、私は強い誇りを持っています。

これまで培われた視点は、この町を創る大切な財産になります。皆さんの新しい一歩を、心から歓迎いたします。

② 一般行政職 主事 （入庁１年目、２０代 ※年度途中採用）

過去に営業や販売、ホテル業等異なる分野の仕事を経験してきました。現在は総務課で、今までは無縁だった契約事務を担当しています。日々学ぶことが多くて頭がパンクしそうですが、個性豊かな先輩方に助けられてなんとか生きています★キラ

※上記写真とは別の職員２名からのメッセージです

田原本町における健康経営の推進について

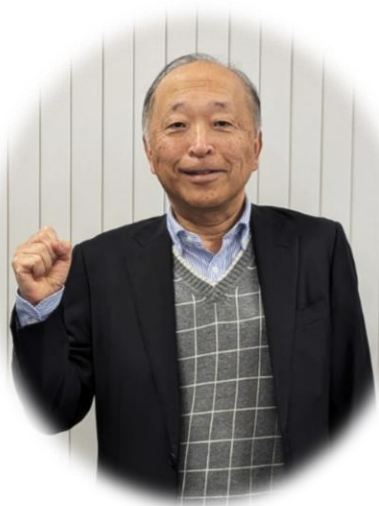
本町では、人事制度の拡充、業務の効率化や時間外勤務の縮減等、働きやすい職場環境づくりに努めています。令和3年度からは、職員が健康でいきいきと活躍すること、そして最終的には行政サービスの質の向上を図ることを目的に健康経営を推進しており、令和7年3月には前年に引き続き2回目の「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に認定されました。

今後も引き続き、職員全員が「ここで働いて良かった」と思える健康経営を推進してまいります。



（注）「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することで、生産性の向上や組織の活性化等が期待できる経営手法です。「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

■ 健康経営アドバイザーからみなさまへのメッセージ ■



職員の健康がまちの元気をつくる！

私たちはこれからも長期的に質の高い行政サービスを
町民の皆様を提供することをお約束します！

田原本町で一緒に楽しくいきいきと仕事しましょう！

健康経営アドバイザー 河田 光央

■ 町長からみなさまへのメッセージ ■

このたびは、本町の職員募集に御関心をお寄せいただき、有り難うございます。
私たちのまちは、歴史の国、大和の中でもっとも早くから開けたところで、弥生時代の大遺跡「唐古・鍵遺跡」など数多くの文化遺産があります。現在は、京阪神のベッドタウンとして宅地開発が進み、アクセスや子育て環境の良さなどもあって人口は3万を超える町に成長しています。

私たちのまちが目指すのは、「幸せを感じられる田原本」です。人口や経済の数字だけでは測れない、このまちに住まう人たちの暮らしの実感としての“幸せ”を大切にしたいのです。そのために、「人が繋がり居場所と出番のあるまち」「安心安全を感じられるまち」「未来にツケを残さない持続可能なまち」の3本の柱を大切にしまちづくりを進めています。

これからの自治体職員には、ますます「挑戦する力」が求められます。

社会課題は複雑化し、正解がひとつではない時代です。そんな中であっても、町民のために何ができるかを考え、前向きな思考を止めずに、挑み続ける姿勢が大切だと考えています。

本町においても、地域に新たな産業を生み出す「たわらもと ReBORN プロジェクト」や、くじ引き民主主義の発想を取り入れた住民協議会など、全国に先駆けた野心的な取組を次々と実行しています。「前例がないからやらない」ではなく、「前例がないからこそやってみる」。そんな「挑戦する力」を持った組織でありたいと、私自身も常に行動しています。

また、本町は働きやすい環境づくりを積極的に推進しており、「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に奈良県内で初めて2年連続（2024.2025年）で認定されました。

その具体的な取組例のひとつは、町独自の「子育て部分休暇」制度を創設し、小学校1年生から小学校3年生までの子を持つ職員も部分休業と同様の制度を利用できるようにしたことです。

さらに、本町は男性職員の育休取得率は100パーセントを達成しており、特に子育て世代の職員にとっては本当に働きやすい環境と言えるでしょう。

このような休暇制度等の拡充はもとより、いち早く業務の自動処理化（RPA）や奈良県初のQommonsAIといった行政向け生成AIの導入等を行うことで仕事の効率化も図っており、これからももっともっと働きやすく進化を続ける職場が、田原本町です。

共に学び、共に挑戦し、共に町民の幸せを実現していく仲間を求めています。

あなたの応募を、心よりお待ちしております。



田原本町長 高江 啓史